

## 公益信託地球環境日本基金

### 2023 年度（令和 5 年度）募集要項

#### 1. 助成の目的

開発途上地域における環境保全に寄与する各種事業に助成を行なうことにより、我が国が地球環境の保全に貢献することを目的とする。

#### 2. 助成対象

助成対象は、つぎの事業を行なう団体もしくは個人。

- (1) 開発途上地域における地球環境の保全に資する調査・研究事業
- (2) 開発途上地域における地球環境の保全に資する情報・知識の普及に関する事業（国際協力に関する活動等を含む）
- (3) 開発途上地域における地球環境保全に資する植林、森林保護、野生生物保護（生物 多様性の保全に資するものも含む）、砂漠化防止等の事業

※2023 年度も前年と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、上記内容の活動を日本国内でのみ行う場合も、助成対象とする。

#### 3. 助成金交付予定額

- ・総額 1,600 万円を交付予定。（助成対象件数 10 件程度）

うち 1,030 万円は野生生物保護（生物多様性の保全に資するものも含む）、森林保護、砂漠化防止に特定して交付します。

助成金は、機材、消耗品、旅費等事業推進に直接必要な経費に充当するものとします。

#### 4. 応募方法

所定の申請書に必要事項を記入し、郵送とメールの双方で下記運営協力機関へ提出してください。

申請書用紙は、下記運営協力機関のホームページからダウンロードしてください。

URL : <https://www.gef.or.jp/news/info/chikyukankyonihonkikin-2023boshu/>

※団体申請の場合は複数年（3 年まで）の申請が可能です。2、3 年目の継続事業申請を優先的に採択しますが、3 年間の助成を必ずしも保証するものではありません。中間報告書及び申請書の審査を経て正式に決定します。

※「助成先選考の基本的な考え方」「申請書記入の留意点」をご確認の上、申請書を作成してください。

※応募書類は返却しません。

5. 送付先

郵送：〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-17-3 蔵前インテリジェントビル 8 階  
一般財団法人 地球・人間環境フォーラム（担当：飯沼）

Eメール：[jtge@gef.or.jp](mailto:jtge@gef.or.jp) [iinuma@gef.or.jp](mailto:iinuma@gef.or.jp)（cc で両方に送ってください）

※郵送は「地球環境日本基金申請書在中」と明記、メールは件名に「地球環境日本基金応募（団体名）」  
と記入。

6. 申請締切日

**2023年2月17日（金）（必着）**

7. 審査方法及び通知

当公益信託の運営委員会で審査のうえ採否を決定し、結果は2023年4月下旬頃に事務局（受託者）より通知します。

8. 助成金の給付について

助成金決定通知により示します。

※なお、振込口座は国内の金融機関に限ります。

9. お問い合わせ先

<運営協力機関>

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-17-3 蔵前インテリジェントビル 8 階

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム（担当：飯沼）

E-mail：[iinuma@gef.or.jp](mailto:iinuma@gef.or.jp)

TEL：03-5825-9735（テレワーク中につき極力メールにてご連絡ください）

WEB サイト：[https://www.gef.or.jp/activity/another\\_group/fund/](https://www.gef.or.jp/activity/another_group/fund/)

<受託者>

〒105-8574 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 個人資産受託業務部 公益信託グループ

以上

## 助成先選考の基本的な考え方

公益信託地球環境日本基金

助成先選考の基本的な考え方は、以下のとおりである。

以下の案件を優先的に選考する。

- ・ 事業目的及び見込まれる成果が明確であること。
- ・ 当基金からの助成金が事業の実施に欠かせないものであること。
- ・ 継続申請事業の場合は、前年度事業の成果が明らかであること。

以下の案件については選考にあたって後順位となる。

- ・ 事業の実施内容が日本国内のみに限られているもの。

※2023年度も前年と同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、日本国内でのみ活動を行う場合も、助成対象とする。

- ・ 申請事業がイベントの開催あるいは出版活動のみのもの。
- ・ 事業実施の確実性が担保されていないもの。例えば政治情勢等で事業実施が困難となる可能性のあるもの。
- ・ 申請団体が実際に事業実施に積極的に関わっていないもの（例えば申請団体が単なる資金獲得の窓口になっている場合）。
- ・ 申請事業が環境保全に深い関わりがあるとしても、具体的な事業内容が奨学金支給、事業育成等、社会的支援側面が強いもの。
- ・ 当基金への助成申請額を上回る助成金額を他の助成機関から得ているもの。
- ・ 大学法人や独立行政法人など財務基盤の安定している法人や団体ならびにその所属研究者から申請されているもの。

以下の案件については選考にあたって後順位となる場合がある。

- ・ 申請事業にすでに他の助成機関からの助成が決定しているもの。
- ・ 活動地域までの渡航関連経費及び人件費の割合が申請金額の中で著しく高いもの。
- ・ 事業の波及効果を上げるための広報・普及啓発や教育的な活動などが視野に含まれていないもの。
- ・ 過去に当基金からの一定以上の助成実績がある団体から申請されているもの。

以上

## 申請書記入の留意点

公益信託地球環境日本基金

申請書の記入にあたっては、以下の点にご留意ください。

## 1. 申請書の様式

## 1) 団体申請の場合

プロジェクトの初年度もしくは単年度申請の場合：様式 1-1 の単年度／1 年目用を使用

プロジェクト 2 年目：様式 1-2 を使用

プロジェクト 3 年目：様式 1-3 を使用

## 2) 個人申請の場合

様式 2-1 の個人用を使用する

なお、助成金の支給が決定した場合の振込口座、および反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意の文書（様式 1-4）は、すべての申請者が毎年提出すること。

## 2. 申請書はフォントの大きさを 9 ポイント以上とし、各項目欄の大きさは自由に変更して構わないが、全体で 2 ページ以内におさめること。郵送する申請書には捺印をすること。

3. 2023 年度の助成金の使用期間は、2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの間で設定し、助成金の交付決定以前にも遡って支出できるものとする。

## 4. 助成金申請の内容は、端的かつ明確に記載すること。

- ・事業の背景、目的と必要性：なぜ、何のために事業を行う必要があるのかに加え、事業のねらいを記述すること。
- ・事業計画：いつ、何を、どこで、どのように行うか、具体的に記述すること。現地のカウンターパートを明記すること。
- ・期待される成果：活動終了時に実現されていると期待できる状況を記述すること。

以上